

会 議 録

会議の名称	第16回小金井市保育計画策定委員会	
事務局	子ども家庭部保育課	
開催日時	令和2年8月21日（金）18時00分から20時00分まで	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者	委員	米原 立将 委員長 大越 郁子 委員 長汐 道枝 副委員長 茂森 俊介 委員 平野 麻衣子 委員 飯塚 絵美 委員 井戸下 望 委員 中村 悠子 委員 竹澤 千穂 委員 藤原 大介 委員 真木 千壽子 委員 田邊 満寿美 委員 堀尾 瞳 委員
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 くりのみ保育園園長 前島 美和 保育政策担当課長 平岡 良一 わかたけ保育園園長 杉山 久子 保育課長 三浦 真 小金井保育園園長 小方 久美 保育課 松本 俊介 けやき保育園園長 池田 由美子
欠席者	なし	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可	
傍聴者数	5人	
会議次第	1 開会 2 議題 (1)会議録の確定 (2)（仮称）小金井市保育計画 第5章について (3)会議の運営方法の一部変更について (4)その他	
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり	
提出資料	次第 資料41 保育所の役割にかかる資料 資料42 会議の運営方法の一部変更に関する説明資料	
その他		

事務局（保育政策
担当課長）

は、事務局より説明をお願い致します。

それでは、事務局より、まず、第5章の今後の協議の流れについてご説明をさせていただきます。

第5章につきましては、現在1番までは一旦協議を終えていただいております。

本日は、2番目からの協議をお願いしたいと思いますが、第5章については、今後を含め、ご協議いただいた内容については、第5章全体の議論に区切りがついた段階でまとめて修正に入らせていただきたいと思いますので、それまでは恐縮ですが、修正前の資料38にて、引き続きご協議をお願いできればと思います。

また、これまでの協議の状況でございますけれども、前回、第4章に係るようなお話もさせていただいたことから、改めてこれまでの経過について簡単にご説明をさせていただきます。

これまでの5章の議論ですけれども、コロナで中断する前に、保育所の役割の部分以外は一通り、一旦ご意見をいただいていた状況です。

その後再開した6月の会議においては、その間時間が空いたこともございますので、改めて第5章の最初から、第5章最新の内容となる資料38をお使いいただき、ご議論をいただいていたところでございます。

その後、追加の質問・意見・要望などについて、事前に委員の皆様にもメールし、そちらを表に取りまとめるとともに、事務局への質問に対する回答や、いただいたご意見に関する補足情報等について付記したものが、資料40となります。

7月の会議ではその資料40に沿って資料38とも見比べながら、改めて第5章の1番からご協議をいただいております。第5章の1番についての協議は、一旦終了したところでございます。

その後、前回会議はスケジュールの関係もございまして、第5章からは一旦離れて、第4章のガイドラインに関連して、武蔵野市のガイドラインの活用方法等について、武蔵野市の監修をされた鈴木佐喜子先生をお呼びし、講演をいただいていたところでございます。

そして本日について、また第5章に戻っていただき、またご協議をいただくこととなります。

本日の第5章の協議内容について、大きく2つに区分してお願いしたいと思っております。1つ目は、2の「多様なニーズへの対応」について、資料38と資料40をお使いいただきご協議をお願いしたいと思います。2つ目については、3番目のところとありますが、これに関連しまして、まずは公立保育園の役割についてご議論をいただきたいと思っております。こちらについてはすでに過去の資料にも掲載して

おりますが、保育所の役割に関わる資料について資料41としてご用意しましたので、こちらもご覧いただきながらご議論をお願いしたいと思います。まずは第5章の2番目、「多様なニーズへの対応」について、ご議論をお願いしたいと思います。事務局からの説明は以上です。

米原委員長

はい、ただいま事務局より、第5章の協議の経過と本日の協議内容について説明がありました。まずは第5章の2、「多様な保育ニーズへの対応」について、協議したいと思います。こちら、資料38について、ご意見やご質問等がございましたら、ご発言をお願い致します。

資料40はA4の横長で、表になっているものです。その、3ページですね、多様なニーズへの対応ですね。それでは、既にご意見いただいていることもございますので、いただいた委員からご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。竹澤委員は、アレルギーに関することをご発言、ご意見いただいておりますが。

竹澤委員

はい、竹澤です。今までのガイドラインの議論の中とかでも、アレルギーとかに関する研修に参加したというようなお話が確か出てきたかと思うのですが、なかなか民間の園とか、認可外の園とかではそういう研修をする機会がないというご意見もあったかと思うのですが、それを市の方がイニシアティブをとってやることで、アレルギーに対する安全性というのを認可外の園も含めて高めていくことができるのではないかなと思ってこのような意見を出させていただいたんですけども、そうですね、こちらの「普及・啓発を行い」、とか、「人材育成を支援します」とか書いていただいているんですけども、具体性がないというのですかね、どういうことが具体的にできるのかというような点を、もう少し具体性を、この研修が可能かどうかということは私もまったく分からないんですけども、少し具体性のあるような形で記述ができないのかなという感じもありまして、このような意見を出させていただきました。以上です。

米原委員長

はい、ありがとうございます。それに対して事務局からは、現状は公立園が企画する研修に民間園も声掛けをして、民間園が企画するものには公立園にも声をかけてもらっているという、お互い、可能な限り参加し合っているというような状況だということですが、より進んで、こういうこともあるんじゃないか、こういうようなことはどうかというようなご意見や質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤原委員

藤原です。あの、単純に質問させていただきたいんですけども、これ、なぜ別々にやっているのですか。一緒にやったほうが、効率的というか、やる内容が違うんですかね。目的が違うんですかね。

米原委員長

公立と民間でどうして別々なのかということですか。

藤原委員

そうです。

米原委員長

では事務局から。

事務局（保育政策
担当課長）

はい、事務局です。研修自体なんですけれども、もともとは各園単位、もしくは、全く外部ですね、東京都ですとか、東京都の関係機関等で行われる様々な研修の機会がありまして、そちらにそれぞれの方が参加されているという状況がまずあると思います。

併せて、小金井市ではまだここまで行っていないのですが、自治体として全体に声をかけて行う研修というの、正直ありうるのかなと思っています。今、藤原委員からおっしゃっていただいた部分については、別々にやっているというよりは、公立保育園として今年こういうことをやろうというのを企画して、せっかくなので公立だけで終わらせず、民間さんもせっかくの機会なので、というお声がけをしているという、そういう流れですね。民間保育園の方は民間保育園の方で、民間の中で今年はこういう研修をしたいというご要望を市の方にいただいた時には、市の方も協力をさせていただいて、その際には民間だけではもったいないので公立もどうぞと、そういう状況になっているということです。研修の持ち方、主催の仕方というところの今後の考え方の中では、いろんな整理があるのかなと事務局としては感じているところであります。

藤原委員

ありがとうございます。

民間の先生方に伺いたいんですけれども、これを一緒にすることは難しそうですか。なんとなく、一緒にした方がコストも安くなるし、いいんじゃないかなあと。同じような目線で、保育を見れるというのは良いんじゃないかなと思うんですけれども、何か問題があるのか、そもそもそういうのをあんまり考えていないってことだったのかという。

茂森委員

茂森です。研修に職員を行かせるときは、行事の合間や会議のないときを選んで研修に行かせるんですけれども、大体、各保育園、行事や会議等、同じ日に決まっているわけではないので、なかなかこの日に研修がありますよというお知らせが来ても、行かせることができないのが現状です。

米原委員長

他は、何か付け加えること、ございますか。

田邊委員

当園ではですね、年間で研修が組み込まれてございまして、例えば病気だとか怪我だとか、もちろんアレルギー関係だとか、それから看護師さんの研修というのが1年間で行事、こうですよというのが決められていて、私たちも行事を組んでいくので、そういったところで、市の方からメール等で研修等もお誘いをいただいているんですけれども、なかなか現状として、行ける日は出してあげたいと思うんですが、茂森先生と同じように、なかなか、この日ですよと言われてもで

すね、なかなか難しい現状にあるというところで、お誘いいただいて、日にちが合えばというところで、なかなか厳しいのかなというところ
です。以上です。

米原委員長

はい、今のお話を伺うと、かなり前の段階から計画的に、1年以上前に、年間計画立てる前から、計画を立てていけば大きな研修には参加しやすい、ただ、大きな研修というのはたくさん参加できるかと言えばそうではないので、ある程度小さな単位の研修を複数回やっていくというようなこともあるのかなというふうに今お話しを伺って
て思いました。

他に、ございますでしょうか。

藤原委員

民間だと、園それぞれでいろんな研修があるということなんですか。民間にいったんにどんということではなくて、バラバラということですか。そうですね。で、公立は、そうなんですか、公立5園は、1個の研修なんですか。5つの園の中で。

米原委員長

では、公立のこともあるので、そちらで。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。補足があったら是非お願いしたいと思います。先ほども申し上げた通り、園単位でやっている研修もあれば、規模としてみっと大きなところではできないところに職員を行かせてやっている研修というのもあります。

公立の場合も、やはり同様に、年間計画を立てて全体でやる研修というのから、研修までは至らない、知識を得るための会議とか人を呼んだりという取り組みがあるのが実態です。先ほど合同でということもあつたんですけれども、やはり予算とか検討とか、そういったこともあつて、全体で何本かの研修をやっていくというような仕組みづくりがまだ行われていないということで、逆にそれぞれが企画してやっている研修をお互い声を掛け合うことによって、そこを今、一部補ってもらっているのかなというふうに、役所としては思っております。公立の研修のことで、もし、どなたか補足いただけるのであればお願い致します。

米原委員長

補足はありますか。大丈夫ですか。

大雑把に公立、民間と言っても、民間の中でも、一つの法人でたくさんさんの施設をお持ちのところの研修の在り方と、一法人1施設、2施設というような法人での研修の在り方というのは違ってきますし、さらに認証保育所ですとか、そのほか保育事業でも、例えば企業主導型だったら企業主導型の研修もありますので、なかなか保護者の方には見えにくい部分もあるのかもしれませんが、この保育計画を考える上では、やはり小金井市としてこういうことはきちんと大事にしようということで、計画的に、同時にやるかは別として、同じ内容の研修を用意するということはとても大事なことはないかと、ここまで議論

してきた中で求められているのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

大越委員 大越です。保育計画ができれば市が主導して、公立・民間合わせて研修を行うという認識でよろしいでしょうか。

事務局（保育政策担当課長） 事務局です。ここでご意見いただいて、結論を出すということではなくて、そうすべきだ、ですとか、そういうようなお話をまとめていただいて、書いていくというような形の方が良いのではないかなというふうに思っていますので、そのような形でお進めいただければと思います。

大越委員 はい、大越です。じゃあ、ここですべきだって言えば、やっただけという認識ですかね。じゃあ、お願いします、ぜひ。

米原委員長 すべきだって言って、「じゃあ役所がやるか」と言って、「役所がやる」と言ったら、ここに載るってというような話ではないと思うんですよ。

大越委員 そこは別ですよ。

米原委員長 で、みんなでやりましょうというような話がされて、どういうようにそれを継続してやっていくのかということについて、それを基調としたご意見を出していただき、文章にも反映させていければ良いと思うので、今、大越さんがおっしゃったように、じゃあそれをどういうふうに載せていくのかということか、こういう小金井市の保育の質の向上のために、こういった研修をしていきたいと思いますとか、それが求められるとかですね、書き方というのはいろいろあるかと思いますが、ぜひ、私などもそれは載せていきたいと思えます。

大越委員 大越です。この前の武蔵野のガイドラインのお話を伺って、やっぱりすごい市が主導して進めてらっしゃるのかなと。研修会にしても、ガイドラインの共有するための学習会みたいなのも、200人以上保育士さんが参加されたりしていて、結構、市が主導してやってらっしゃるのかなという印象を持ったので、その辺是非、多分、1園だけできることじゃないんですよ。なので、そこで行政の役割って出てくるかなと思いますので、保育の質の向上のためにぜひお願いしたいと思えます。

その上で、参加できるかどうかはまた別の話で、そういう場をセッティングできるのはやはり市しかないのかなと思いました。以上です。

米原委員長 竹澤さんも、何かご意見ございましたら。

竹澤委員 はい、竹澤です。ガイドラインを生かす、活用する、共有するための研修というのを武蔵野市さんがやっていたことについて市がイニシアティブをとるとということについても私もとても良いことだと思うので、ぜひ実現していただければと思うのですけれども、それ以外

で、民間の保育園さんとかでなかなかやはり自園ではできない研修とかそういうので、市に対してこんな研修があればいいなというか、こんな形でこういう内容のものという、例えば平日の時間帯ではできないので、平日以外、夜間にやるとか、土日にやるとか、そういう形態ですとか、アレルギー分野が手薄だとか、そういうご希望とかというのをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

米原委員長

はい、今、民間園の先生への質問ですけれども、いかがでしょうか。はい、お願いします。

茂森委員

茂森です。ここにある、特別な配慮とか、アレルギーとか要保護とか、そういう研修は基本的に受けられます。自分たちで探して、正職員は必ず年に1回何らかの研修を受けております。ただ、やはり、これから、もし、してほしい研修というならば、このガイドラインができて、他の保育園と交流するような研修ができれば素晴らしいかなと思います。以上です。

米原委員長

他の先生、いかがですか。

真木委員

真木です。研修の話がいっぱい出ているのですけれども、研修を受けたいという気持ちになる保育者がたくさんいるというのも大事なことで、受けたくないような保育の環境というのは作っていかなくちゃいけない、私も運営の側なので、それを常々思っています。うちの場合は東京都の認証保育所で、1月の時に研修の話がでたときにいろんなお話させていただいたんですけれども、東京都はかなり手厚く研修を勧めてきます。必ず新人職員、中堅職員、主任・所長クラスとかそういう仕分けをして、研修は細かく分かれていて、アレルギーもそうだけれども、心理的なもの、それもそうだし、障がいをもった子、気になる子とか、すべての面に渡って細かく研修のご案内が来るんですね。それに行けるように園で出せるように、そういう環境づくりというのは努力しているのですけれども、それも一つの義務、保育者としての一つの義務と思っているし、学んできたことは園の中で還元できるように、子どもに還元できる、職員会議で報告をする、そんな形を取らせていただいているのですけれども、1月の時だったかな、うちの場合は研修デーというのを作っていて、今コロナで研修が中止になったりいろいろなんですけれども、テーマ別研修という新人・若手向きの研修が結構案内が来ていて、人数、限られた人数で研修を受けられるというのがあります。保育の基本からずっと勉強していくわけですね。で、それは春と秋に両方あって、一人2回ずつぐらい受けられるような環境づくりをしています。その研修に行く日は午前でも午後でも、研修デーとして、午前の場合は、午後は研修をまとめてもらうということ、そして、午後の場合も、午前中にいろいろ段取りをして午後に行って、必ず自分の学びとなるようにというような感じで研修

に出てもらおうようにしています。

出やすい環境づくりというのも、とても大事なのかなって。研修、研修とたくさんの研修を受ければいいのではなく、多分、社福の場合でも、民間の場合でも、その中から自主研修というか、選んで、自分で行く研修もあると思うんですね。だから、職員が学びたいという気持ちが大変じゃないかなと思います。

今うちには保育アドバイザーが入っているんですけども、アドバイザーの先生からも、この研修良いよというご案内をいただくんですね。それで、昼間はみんな忙しいので、夜、行ける人が行くんですけども、なかなかこれ、夜となるとまた出にくい部分もあって、でもそういう、いろんなこと、こういう研修をやっているよというのを、そのアドバイザーの方から聞いたりもしています。

なので、いろいろと、研修とひとくくりにしても、いろんな研修があるので、まずは出やすい環境を作っておくということ、学ぶ気持ちになる保育者を養成するということが大事かなと思っています。

米原委員長

はい、ありがとうございます。研修の必要性についてはね、みなさん十二分に感じていらっしゃるし、またちょっと、ここですね、多様なニーズへの対応というところに立ち戻りまして、進めていきたいと思います。

(3) の要保護児童・要支援家庭への支援、ですね、ここについて、事前に意見をいただいております、中村委員から、補足もそうですし、いただけますでしょうか。

中村委員

指摘の内容を読んで、そういうふうに思いましたので、ぜひその前の、保育園の中で、気づきや支援というのももっとあると思うので、そこを強調したいなというふうに思います。

米原委員長

はい、4番はいかがですか。延長保育・休日保育について。

中村委員

中村です。延長保育・休日保育・一時預かりというのが、ニーズと言っちゃうとあると思うんですね。みなさんやりたいと。でも現実的にスタートしてみると、需要がなかなか進まなくて、うちの園の中でも、存続できないということになったりすることってやっぱりあるんですね。で、一時預かりは非常に求められているのはよくわかります。どこでも一時預かりというのはニーズとしてあるなというふうに思っているんですね。だから、そういうふうに具体的に私が知りたいなと思ったのは、これで結果が出ているんですけども、やはり使っている人は時間も遅くまでという人は少ないし、それから、休日もやっぱりなかなかいないし、やはりそこらへんを含めると、なんでもやります、というのはどうかなというふうに思っただけで。はい。

米原委員長

ありがとうございます。あればよいものではあるけれども、本当に積極的に整備すべきかというところはきちんと利用者の意向

を調べて、本当に必要かどうか判断するというのでしょうか。

この、4番としての載せ方とかですね、書きぶりについてはいかがでしょうか。

大越委員

大越です。質問なんですけれども、休日保育って、日曜日、ということですよ。日曜日、祝日。ありがとうございます。

米原委員長

これあれですよ、のびゆくこどもプラン、子ども子育て計画でもあると思うんですけれども、こちら、事務局の説明にもある程度載っていますけれども、そちらとこちらでどんなふうに役割分担すべきか、ちょっと事務局の意見をお願いします。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。こちらの多様なニーズの部分については、量の整備的な視点も含まれてしまうことから、のびゆくこどもプランの方と、オーバーラップしてしまうところが出てくるかなと思っておりまして、特にこの（4）、（5）については、よりそこが色濃く出ているかなというふうに思っています。

ちょっとあまり事務局が喋るのは適切ではないと思っているのですが、5番の病児保育については、ニーズ・必要性含めて高いなということで、積極的な整備を行っていく方向性で整備計画は書いているんですけれども、一時預かりについては、おっしゃっているとおり、やはりニーズは高いのですが、休日については、アンケートの中ではある程度お話をいただくんですが、現実的に対応している状況がないということもありまして、こちらとしては、ニーズはあるんですけれども、整備の力の入れ方としては優先度は他の方が高いかなという印象を持って計画としては作っているという状況です。以上です。

中村委員

中村です。すみません。よろしいですか。

あの、ちょっと引かかるのがね、保育所の新規開設にあたっては、というところをね、ちょっと私は引かかってしまうんですけれども。やはりこれからそれだけの規模がある保育所をね、小金井市に作っていいのかということも含めて、この文章がちょっと引かかってはいます。

米原委員長

はい、多分この新規開設を市が主導してやるということではなくて、市内で開設したいという法人が、こういった延長保育を長くやるだとか、一時預かりをやるというのを後押しするのかなという印象ですけれども。ちょっとそこも、事務局からお願い致します。

事務局（保育政策担当課長）

はい、事務局で記載の言葉の意図ということなので発言をさせていただきます。

やはり今まで運営いただいている園の場合ですと、物理的な制約が建物も含めてあるかなと思っておりまして、特に一時預かり事業を新規で始めるとなるとハードルが高いと思っていますので、新規の開設の計画については若干ながらもこちらも持っているもので、そういうと

きに一時預かり事業も併せてやっていただきたいと思いますとか、預かり時間についても長めに検討いただけないかというようなお話をさせていただくというような意図で書かせていただいているものです。

米原委員長
大越委員

よろしいでしょうか。はい。

大越です。またちょっと、すみません、質問なのですけれども、その一園で休日保育が必要なお子さんを一園で見るという内容ですかね。それとも、市全体で休日保育が必要な子を例えば医療で言うと休日当番ってあって、持ち回りで休日、必要などころが見るのですけれども、そういうイメージか、どっちですか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。今仰られたお話は、一時預かりのように休日保育をやっている園が1つあって、そこだけで平日他の園に行っているお子さんも対応していくような内容なのか、それともいろんな園で休日もやってもらいたいという方なのか、というお話なのかなと思っております。

こちらについては、ちょっと消極的な書き方にさせていただいてしまっているのですが、更なるニーズ把握に努め、というようなお話をさせていただいて、やはりその、休日に本当に困っているというニーズというのがなかなか市の方でつかみ取れないという状況がございます。ただ、先ほど中村委員から言っていたとおおり、ニーズ調査をするとある程度のニーズは出てくるんですね。なので市の方から、これについてはニーズがないというような考えはちょっと持たないので、こちらについては今後も課題として持っていかなければならないということで書かせていただいているので、大越委員が仰っている、どちらにするかというところまで明確に考えを持っているところまではまだ至っていないというところではあります。

大越委員

大越です。ありがとうございます。

例えば一園で、休日保育をやろうとした場合、現場として可能なかどうかというのを今の現状でいいので教えていただきたいんですけれども。

米原委員長

えっと、拠点方式というやつですよ。議論の前提として、財政的支援がどこまであるのかということもあるので、多分一概には答えにくいかと思いますが、もし財政的支援があり、財政的支援というのは人件費ですけれども、さらに、それが利用者が無くても支援があると、破格の条件であるならば、いかがでしょうか。

茂森委員

茂森です。私の知り合いの府中の保育園で休日保育をやっているところがあるのですが、園長先生が365日休みがないと。あと、夜間保育とかもやっていて、ずっとアンテナを張っている状態だということをお聞きします。あと、正月もない。私にはちょっと耐えられないなという。その方は福祉の神様みたいな方なのでできるんだと思うのです。

が……。以上です。

米原委員長

ちなみになんですけれども、私は三が日以外の夜10時までの園を運営していたんですけれども、利用は多くないんですよ。利用は多くなくて、量が入らない中でも開けとかなければいけないというようなことで、運営にはとても苦勞をしたというのがあります。今から20年近く前ですけれども。はい、そういうのもあり、市としては、それは拠点方式なんですけれどもね。市内全域から受け入れるという拠点方式ですけれども、利用者が多くないというのもあり、市としては、じゃあ積極的に進めようだとか、そういうような書きぶりでは用意していないということかと思えます。

もちろん今後、いろんな状況が変わり、そういったものが必要とされるのであれば積極的に議論して進めていくものかとは思いますが。

現状で、保護者の委員もいらっしゃるわけなので、こういうものがあつた方がいいですとか、こういう話を聞くというのはもちろん出していただければと思いますがいかがでしょうか。

飯塚委員

飯塚です。すみません、休日保育についてなんですけれども、ニーズがあるかどうかというのとはまた別に、そこを利用しなければ命をつなげない家庭の子もいる可能性があるというのをもまたひとつ考えておかなければいけないなという気がします。

米原委員長

もう少し具体的に、児童養護施設等のショートステイ等もあるわけなので、もう少し、「命をつなぐ」の部分の説明をお願いします。

飯塚委員

例えば、実際、小金井市内でどのぐらいの割合いるのか分かりませんが、例えば保育園のやっている平日であれば保育園でちゃんとご飯が、給食が食べられる、それで、保育園にいる間の生活、そこでは生活をちゃんとケアしてもらえ、暮らせるけれども、一旦家に帰ったら、おむつを変えてもらえない、お風呂に入れたりそういったケアもちょっと手薄なお宅というのはやはり存在するわけですよ。そういうご家庭、週末例えば土曜、日曜は保育園がお休み、ぐらいたつたら何とかなつたとしても、例えば年末年始、長いお休みになると、ちょっと、この子お家にずっといて大丈夫なの、というご家庭もあると思うんですよ。そういった場合に、児童養護施設のショートステイを利用できるかと言ったらそう簡単にはいかない場合もあるかなと思うので、そういうときに休日保育という制度が使えると、見守っている側としては安心できるのかなというふうにちょっと今思ったので、そういう視点もあるよということでは言わせていただきました。

米原委員長

はい、ありがとうございます。利用料と簡単に利用できるかっていうことも含めて考えなければならぬということですよ。一般的には休日保育はプラスアルファでお金を払わなければならないので、そ

ういった金銭的な、経済的な余裕のある人しか利用できないけれども、そうでない視点ということでお話いただきました。

他、いかがでしょうか。

堀尾委員

堀尾です。やはりあの、休日保育とか祝日保育とかは、やはり必要かなと思うところはあります。やはりシングルマザーの方とかも多くて、私の知り合いでも、日曜とか祝日とかも仕事をしている人がやっぱり多かたりするので、そういう人達はやはり日曜日とか祝日に保育が無いので、友人のお宅に預けて仕事に行っていたりという現状があるので、やはり休日保育がもっと充実してくれば良いのかなというの思いますね。

米原委員長

はい、ありがとうございます。

多様な保育ニーズへの対応ということで、ここでは案として（１）から（５）というふうに上げてありますけれども、これまで出た議論の中で、そうですね、多文化ですね、外国籍の子どものこととかはここであがってはいませんが、実際は保育の現場でもそういった対応というのは、苦慮というかですね、より丁寧な配慮をされているかと思えます。そういったものもいろいろ数え挙げればある中で、どの子どもでも生きる権利だとか、ＱＯＬをより高いとか、というような主旨のお話が出たかと思えますけれども、どの子どもに対してもより丁寧、配慮ですね、が必要だということが前提ということでこの計画の中では大事にしたいと思えます。

はい、それでは、こちらの項目については、以上とさせていただきますがよろしいでしょうか。

はい、次に３の「保育施策の実現に向けた取り組み」の協議に入る前にですね、資料も用意してもらっていますけれども、前回の会議の中で公立保育園の役割についてご意見がありました。これについては、この計画に記載する内容ではないというご意見が多かったかと思えますけれども、これまでもいろんなご意見が出ていたところでもございますので、ここで少し時間をいただいて、まずは公立保育園の役割について意見交換を、改めて行った上で、それを今回の保育計画に記載すべきかどうか、記載するとしても、それを「役割」という記載が良いのか、他の記載の方法が適切かどうかについて改めてご意見をいただきたいと思えます。

まず、公立保育園の役割について資料が出ておりますので、事務局から説明をお願い致します。

事務局（保育政策
担当課長）

はい、事務局です。それでは、資料４１について簡単にご説明をさせていただきます。過去の資料の中にも記載させていただいておりましたが、ここで改めて、時系列に、記載し直したものとなります。内容については大きく３点となっております、１つ目は、平成２６年

1 1月に市の方で示させていただいた「公立保育所の役割について（案）」というものです。2つ目は、小金井市保育検討協議会がまとめられた、「今後の小金井市の保育行政のあり方に関する意見」、こちらは平成27年12月になりますが、こちらの中から、「認可保育所の役割」として記載されている4項目を抜粋させていただいたものです。3つ目は、平成30年4月に改訂されました、国の保育所保育指針における保育所の役割と、改訂に係る背景について国の解説書から抜粋した部分も併せて記載をさせていただいております。

この資料については、この間、市が作成等した資料について参考として配布させていただきましたが、この内容にとらわれることなく、多角的にご議論いただければと思っております。事務局からは以上でございます。

米原委員長

はい、ありがとうございます。

まず、先ほどもお話した通り、意見交換をしてから、それからそれを記載すべきか、どのような内容ならば記載すべきかというようなこと、最終的に記載すべきだったらどのような在り方が良いかの順でご協議いただきたいと思うんですけれども、まずは率直な意見交換、これまでもありましたけれども、改めてございますでしょうか。

藤原委員

藤原です。私はこの質問というか、書かせていただいたんですけれども、皆さんに本当に伺いたいのは、そもそも、公立園、民間園、認証とかあると思うんですけれども、それぞれの役割とか、できることです、実際に。それで、僕自身はちょっと違うんじゃないかなと、どこが良いとかではなくてですね、それぞれの特性というのがあって、オーナーが違ったりするんですね。民間がオーナーの園と、自治体が、公がオーナーですね、所有者である園だと、できることが違うんじゃないかなというのが率直なところなんですけれども、皆さんがどういうふうにお考えかなと思って、それを聴ければと思います。

米原委員長

はい、それでは、どうでしょう。他に保護者委員からももしありましたら。はい、お願いします。

堀尾委員

堀尾です。率直な質問なんですけれども、なんでこんなに、公立園、民間園、認証ってこんなに分けなければいけないのかなってというのがまず疑問にありまして、この保育所の役割に関わる資料で、公立保育園の役割についてってなっているんですけれども、他の民営の保育園の役割についてとかそういうのを、これがある以上決めなければならないんじゃないかなとか思ってしまっているんですけれども、それはどうなんでしょうか。

米原委員長

なるほど、はい。まず藤原委員からは、公立、民間、運営の主体が違う、例えば認証ですとか、事業の形態が違うということで、役割というのか、あり方というのはいずれ違うのではないかとということ

と、公立、民間等、それぞれ区別が必要なのかという、それぞれご意見いただきましたけれども、はい。いかがでしょうか。

中村委員

よろしいでしょうか。中村です。あえてここでガイドラインに、公立は、民間は、というような話はなくていいと私は思うんですね。実際に保育所の役割、いわゆる保育所ってどういうところ、何をしているの、何を大切にしているのというところが一致していれば、あとはそれぞれが個性というか、それぞれの園の独自性が出ればいいし、もっと選べればいいし、ただ、ちょっと思うのは、認証とか、やはり小さいところが最近増えてきて、環境的にも人材的にも、非常に財政的に苦しいところもありますよね。やはりそういうところはもっともっとね、市がバックアップして行ってほしいなというふうに思うんですよ。

やっぱり、みんな子どもは同じなんだから、同じ目標に向かってみんなで頑張っていこうよというところでいいんじゃないかなと私は思うのですけれども。はい。

米原委員長

はい、他はいかがでしょう。はい。

真木委員

真木です。認証保育所というのは東京都だけにある保育園です。何のためにできたかという待機児解消のためにできたんですね。で、どんどん増えまして、660ぐらいあったのが今ちょっと認可に移ったりして、600ぐらいになっているのかな、ということで、待機児解消というのと、もう一つは多様なニーズに応えるために、その認証保育所が活躍してくださいと。13時間開所っていうのがね、朝の7時から夜の8時までという条件があるんですね。ある意味、ピンキリという言葉を使ったらあまり良くないんですけども、いろいろあります。質に対しても、職員の構成に対しても。だけど、かなり手厚くいろんなことを、東京都の方は、手立てを示してくれているというのがあります。また社福、それから企業が運営する事業所内保育所とかいろいろあるんですけども、その母体が違っても、みんな求めるところは同じ、子どもを中核においてというのは同じだと思うので、そのあたりを頭の中に入れてながら話を整理していくのが良いのかなと思います。

米原委員長

はい、他はいかがでしょう。

大越委員

大越です。質問なんですけれども、そもそも、なんで公立保育園だけ載せないといけないんでしょうか。

米原委員長

はい、原案として、公立が載っていることに対する質問ですね。事務局。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。この間も若干経過としては申し上げてきたかと思えます。資料の38に至る前に何度か部分的に出させていただいていた中には、これまでご議論いただいていたけれども、最終的に市全体とし

て統一した整理を行っていなかったということで、市の保育を考えていく中でもこちらも整理をしたいという、そういうようなお話をさせていただいていたかなと思います。

ただ、事務局の方でそのようなお話をしてきたところなのですが、やはり最初の項目だけで決めただけで、実際に議論をしていただく中で、この計画の中に書くのはどうかというようなお話もあったかと思っています。その辺は、事務局の方できっかけはございましたけれども、それらについては経過でしかないので、現状でフラットに改めて意見交換していただきたいなという思いもありまして、現在に至っているのかなというふうには思っています。

米原委員長

それを載せる、載せないについては、ここのやり取り、協議で進めていくということですね。

資料にもありましたけれども、小金井市の中でも公立保育所の役割についてというような案もあったようで、期待することですとか、求めること、求めてきたことというのもあったと思いますので、そういうことも出していただきながら、実際にその項目をどうするのかという議論をしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

藤原委員

藤原です。これ、ざっくりというか、すごい率直にというか、記録取っていいのか分からないんですけど、なんでこんなに言っているのかというのが多分、分かりにくいので、ちょっと本音というか、言ってしまうとですね、大きく分けると2つあって、公立園に通っている親、私なんかそうですけれども、非常に公立園に満足しているんですね。で、民間園は公立に比べて数が多いから、やっぱりその、例えば事故の話だったりとか、これ全国的にですね、なんか起こったよとか、あるいは民営化して悪くなったよという話の方が多く聞くんですね。公立園でなんかあったよという話よりは。そうすると、その、公立の親からすると、民間って不安だよねというのが正直あって、ここに来ていただいている先生のところは大丈夫だと思うのですが、でも、じゃあ、本当に公立、民間って書かないで、当然その目指すところは一緒ですよ、子どもを真ん中に置いたら。そこに向かってやりましょうっていったときに、本当にやってくれますかという、ここ書いてあって、例えば罰則があるわけでもなんでもないし、守っていないところがあったときに、じゃあどうなのという、正直それが1個。あともう1個は、公立園と書いておけば、市がちゃんとやってくれる担保になるんじゃないかなと。簡単に言っちゃうと、保育の役割みたいにふわっとしちゃうと、市の責任ってそこにはないんじゃないのというふうに取れちゃう。資料40の16に書かせていただいたんですけども、なんとなく、誰が何するのが良く分からないんですね。この計画。最初から読んで。当然誰かが何かしなさいという計画ではな

くて、関わる人がその、親も含めていろいろやりましょうという計画、やってかなきゃいけないよねっていうことだと思うんですけども、実際誰が何するんだというのが分からなくて、となると、現実的にこの中で何かできるのって、市が一番大きいのかなと思っていて、その市が、役割を負ってないんじゃないかというふうに読めてしまうのが嫌だということです。なので、べつにあんまりその、個人的にはあんまりこだわってはいないんですよ。公立でも民間でも、良くすれば良いだけなので。逆に、みんなで良くしていきましょうよって思っているんですけども、誰が担保するのか、文字だけ書いてあっても、本当にやるのかなと思って。やっぱり、さっき先生もおっしゃってましたけれども、三が日休みたくないじゃないですか。ていうのがやっぱり本音で絶対あって、それは当たり前だと思うんですけども、てなったときに、ここに書いてあることがやっぱりこれはできないよねって話になったときに、どうするんだろうと思ってですね。これが、公立園が、とかって書いてあって、公立園の役割の中に、何かあったら全部公立がやりますよとか例えば書いてあったら、ぼくらは市に言えば良いわけですけども、という、なんとなく分かりますかね。

米原委員長

ちょっと、お待ちいただいて。

もし今のお話で続けるとすると、公立園にじゃあ、どういうことを期待しているのかということのを改めてお伝えいただけると、次につながると思うんですけども。

藤原委員

それは、今言った方が良いですか。

米原委員長

市に期待することというのと、公立園に期待することっていうのは、重なっている部分もあるかもしれないけれども、そうでもないようなところがありまして。でも公立園についてやはり記載があった方がいいというのは伝わったんですけども、どんなことがあるといいなど、漠然でも結構ですので、もうちょっと頂けると。

藤原委員

ありがとうございます。具体的にどんな文言がいいのかというのはちょっと分からないんですけど、例えば資料4-1に書いてある、(1)の②とかですね、(2)の③、あ、(1)の②か。「公立保育所が積極的に受け入れ対応する」とかですね、(2)の③で、「関係団体とのネットワークの構築を推進していく」、これ、公立保育所の役割ということだと思うんですけども、市の役割ではなくてですね。ただ、一方でこの(3)の①とかだと、「公立保育所の職員は市職員として災害対策を行う」というふうに書いてあって、これイコールですよということを謳っているんですね。そういうのがあると、特に私なんかは公立しか知らないのですよね、非常に公立に満足しているので、満足している方々に、担保していただけるというような感覚があるので、委員長からの質問の返答になっているかは分からないんですけど

れども、この辺です。

米原委員長
大越委員

ありがとうございます。では、はい。

大越です。藤原委員の意見に補足というかですね、去年の保育計画策定委員会をやっているときに、親の役割とか、市の役割とか、保育園の役割とか、そういうのをみんなで決めましょうねという話が出ていたかと思うんですけども、あれはどこに出てくるのでしょうか。前にそういう話で、構成の時に話し合われてたと思うんですけども、気のせいでしたでしょうか。1年以上前だと思うのですが。それはこれから出てくるのですかね。それとも、無いのですかね。

米原委員長
大越委員

親の役割？

保護者の役割とか、地域の役割とかというのを、なんかそういう構成の中に入っていたと思うんですけども、それって削除になったんですかね。

米原委員長
事務局（保育政策
担当課長）

では、ちょっと事務局から。

はい、事務局です。今大越委員から言っていた部分を入れるとするならば、入れるとするならばという言い方は変なんですけれども、置くとするならば、一番最後のところなのかなと思っています。事務局として今置いていない理由ですけれども、確か第3章のお話を皆さんでしていただいたときに、大切にしたいもの、大切にしたいこと、そちらを議論していただいたときに、市役所の役割、保育所の役割、保護者の役割、地域とか、様々な、みんな役割を持ってやろうねというお話があったのは理解しています。

一方で、事務局の方で具体的に載せていない理由としましては、その後、公立の保育所の役割だけ出したときに、公立だけあるのがちょっと違和感があるというご意見があつて、じゃあ民間と公立の保育園の役割だけ載せるのか、保護者はどうなのかというところと、あと、どこまでその拘束力というのを持たせてよいのかというようなお話もあつて、時系列として合っているかがあれなのですが、その中で、地域や保護者、企業のところについては難しいのかなというようなお話もあつたかと思つてまして、そういうようなお話があつた中で現時点では載せていないというような状況なので、今役割のお話をしていただいている中で、役割を載せていった方が良いというお話が出て、どこまでどういう部分で掲載していくんだというお話をまたしていただければ、こちらの方でも、それは書いていくことになるかなというふうに思つてまして。今その、入れたほうがいいのか、入れない方がいいのかというところが事務局としては判断つきにくい状況かなと思つてまして、結果として今は入れてないという、そういう状況です。

米原委員長

第3章の内容を検討するときに出てきたというようなことを思い

出しました。すみません。

大越委員

大越です。私もちょっと、どこの部分だったか覚えていないんですけども、さっき藤原委員からあったように、それぞれの役割が曖昧で、誰が主体的にやるのかというのが分からなくなるのかなと思うので、ぜひ、どこでもいって言ったらあれなんですけれども、わかるように載せていただきたいなというふうに思います。

それと別で、公立保育園の役割がどうかというところかなと思うんですけども、ちょっと本でいろいろ読んでみて、公立保育園の役割って何なんだろうと思ったときに、行政機関の一部なのかなというところは大前提だと思うのですが、常に市民に開かれていて、地域に責任を持っているところが、公立保育園なのかなと思います。

先生たちは公務員なので、親の就労状況とか地域の状況に目を向けて、地域全体を視野に入れた活動をしていくというのも一つあるのかなと思います。もちろんここに、書いてあるのもそうなんですけど、災害の時とか、多分、今、公立5園あって、それぞれ、なんていうんだろうな、かなり距離を取りながら、それぞれ、災害の時とか、多分地域で連携して情報交換なりなんなりするってなると、公立の先生と民間の先生が顔が知っているとか情報交換ができたりとかするのかなと思うので、多分私立保育園は利用者の利益を守るところ、多分、利用されているお子さんとか保護者の方の利益を守るところであって、公立保育園はじゃあどうなのかということ、市民全体に目を向けているところなのかなと私は理解したんですが、ただそれで何を期待するかということ、そういう連携とかそういうところなのかなと思いました。

米原委員長

はい、公立保育園に期待をしているというか、その役割としてそういうものがあるだろうなというお話で、それが実際どうなのか、民間と違うのかというのは改めて挙手の後に。はい、どうぞ。今手を挙げていただいたので、先に。

大越委員

あと、すみません、ちょっとあの、私たちは多分預けて3年とか4年とかしか通っていない程度なので、そこまでその、小金井の公立保育園がこうだというふうに、言いきれないんじゃないかなと思っていて。保護者側からすると。逆に公立保育園の先生方がせっかく事務局側でいらっしゃるので、ぜひご意見を伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

米原委員長

はい、もう少し、何についてのご意見を伺いたいかという。

大越委員

今の委員長の質問に対する答え、その公立保育園の役割というのが、どういうものなのかというのは、多分先生の方が詳しいと思うので。

米原委員長

はい、民間の保育園に比べて、小金井市の公立保育園の特徴ですね、違いですね、は、どんな点がありますか。どなたでも結構です。

もしなければ、事務局から。民間でなくて、公立にあるもの。

小方小金井保育園
園長

小金井の小方です。役割というか、そうですね、子どもと福祉に携わるというところでは、公立も民間も変わらない目指すものとか使命というのがあるんだろうなと思っています。公立の役割というか特徴とか、強みみたいなどころで言えば、やはりさっきおっしゃられた、行政の一部なので、いろんな機関と連携しやすい、そのネットワークを生かしたセーフティネット的な役割だったり、個別な配慮の必要なお家庭の支援だったりというところは比較的やりやすいのかなというのがあります。それもさっき申し上げた、地域のことも、やっぱり目の前の保育園のことだけではなくて、地域に向けて、まちづくりみたいなどころにも、私たちはやっていかなければならないところがあるなと思っています。やっぱり最終的には市の職員なので、緊急時とか災害時には率先して動くこともあるなという、覚悟みたいなのは持っていますね。

決定的に何が違うのかというのは今ないかもしれないんだけど、特徴、強みみたいなどころはその辺かなと思っています。

大越委員

大越です。ありがとうございます。本当に、はい、そうですね、やっぱりそういうところかなと私も思いましたので、ぜひ、取り入れていただきたいなと思います。

堀尾委員

堀尾です。先ほどから、公立、公立とお話をされているんですけども、このガイドラインで公立のことはすごく話されていて、守られているんですけど、民営に通っている子どもに対しては、一切守られていないというか、そういう、なんていうんですかね、公立はこういうことを守りますと言うふうに書いてあるんですけども、民営に通っている子どもに対しては、これは守られているとか、これは守ります、これはやりますというのが一切話されていないので、ガイドライン、子どもを守るためとか、そういうので作るものなのに、公立の保育園だから、民営の保育園だから、というガイドラインを作る必要はそもそもあるのかというところに私は疑問を感じちゃうのですけれども、どうなんでしょうか。

米原委員長

いかがでしょうか。

真木委員

真木です。堀尾さんのおっしゃる通りだと思います。それで、ガイドラインに載せるのならば、公立保育所というふうに載せる必要はないと思います。民間も頑張っているんです。民間が不安だとおっしゃいましたね。民間が不安といっても、民間も様々ですからね。なので、民間もそれぞれが一生懸命頑張っている。で、小方先生が仰ることもすごく分かります。強みの、行政の一部なので、他機関とのセーフティサービスの拠点となる、それはやってほしい、ぜひやってほしいと思うんですけども、民間でできないことを公立でやってほしいと思

うんですね。だけど、民間もそれぞれが頑張っているの、それこそさきほど言いましたように、ピンキリ、この言葉をあまり使ってはいけないのですけれども、いろいろです。なので、保育の質の良いものを求めて、民間は頑張っています。だから、認証だから、認可外だから、子どもを丁寧に見なくていい、そんなことはないです。歯磨きしなくていい、とんでもない話です。で、そうでなくて、子どもは子どもなんですから、子どもの伸びて育っていく、そのプロセスを援助するのが保育者の役割だと思うし、保育所の役割だと思うので、公立というのは外しても良いのかなというふうに私は思います。

求めることは同じだし、ここに謳っているようなことを、民間もやっています。民間もやっているの、公民関係なくやっているの、強みの部分を、公立の強みの部分を公立の方でやっていただいて、民間も頑張っているの、この公立というのは外しても良いのかなというふうに思います。

公立だけに災害時のことを任せるということも、それもおかしい。民間もそれを担うんです。長い間私も保育の世界におります。民間のところを主にして、公設のところにもおりましたけれども、かなり災害時のことに関しては、指導を受けます。国なり、都とか、市とか。なので、みんな同じことを同じようなレベルでやっているの、その心配はないかなと思います。

ただ、言っちゃいけない言葉かもしれないけれども、ピンキリである。その下の方にいるキリの方にいる人たちを底上げするためのガイドラインを作ろうとしているんだと思いますね。だから、みんなそのことを頭に入れながら話し合いを進められると良いのかなと思います。

藤原委員

ありがとうございます。決して、あの、やっていないとかそういう意図はなかったの、そこはご勘弁いただきたいのですけれども、別に、公立がこうするとか、民間がしなくていいとかですね、そういう書きぶりではなくてですね、ちょうど民間園の先生方がいらっしゃるの、ざっくばらんところで伺いたいんですけれども、とは言え、それ市の方でやってよ、とか、そういうのは無いんですか。いやいや、それはこう書いてあるけれども、分かりますよ。ただそれは市の方で、公立園の方でやってくれたらいいんじゃないのって、無いですかね。

米原委員長

いかがでしょうか。指針に書いてあることはやらなければならないので、それ以上のことについてということだと思います。

藤原委員

あとプラス、書いてあってやっているけれども、とか、そういうところとか、建前としてはですね、やらなければいけないのです、当然そうなんですけれども、思うところとか、そういうところっ

てないのかなと思って。そういう本音の部分は何ってですね、それをまるまる書くかというのは別にして、少なくとも我々、委員の中で、こういうことって実際あるんだよねというのをまずは理解したくてですね。本当に、無いと、公立も民間も認証もピンキリもないという話で進めていくのか、今の真木先生のお話だと、言っちゃいけないけれどもピンキリみたいなところはあってですね、下にいる園を底上げするために、今ガイドラインを作っていますよというお話もいただいたんですけども、これ、私の個人的な意見なんですけど、先ほど申し上げた通りですね、市がやっている園と、民間がやっている園って、違うんじゃないのって。やれることとかですね。私は個人的に仕事で民の方ですけども、公の方と仕事することとかあって、同じ目標に向かってやりましょうといったときに、同じことするのかというと大体別のことをします。保育ではないのでですね、当てはまるかというのがありますけれども、決して民間の園がですね、何か頑張っていないとかではなくて、市でこういうふうにもっとやってよとかですね、まあ、具体的にこれということではないんですけども、そういう気持ちってないのかなというのは、なかなかチャンスが無いので聞いてみたいと思いました。

米原委員長
真木委員

はい、何か今の投げかけに、思うこととか思い当たることがあれば。

真木です。そう感じるのもごもつともだと思っただけですね。民間園と公立園、規模も違うし、受入れの子どもたちの量も違う、数も違うということになってくると、できる範囲で、その園に任されたというか、できる範囲で役割を担っていけばいいんじゃないかと思います。同じことをやるってとても無理なので、その園にできる範囲でやればいいと思います。

例えば一つの例で、先ほど休日保育、休日保育のところで尻切れトンボになった話がね、結果が出ないで次の議題に移られたんですけども、例えばもう古い話になるんですけども、ある市では、休日保育の要望がすごく出まして、年末年始、ある公立園の場所をお借りして、保育者がチェンジしながらお預かりする、お子さんを、という方法を取ったこともありました。なので、公立の保育者だけに任せるのではなくて、民間も入りながらですね、交代で勤務する、場所はそこを借りるというような方法もとってきたりしてきたので、何か方策を考えれば、いろんな手立ては、休日保育がどうしても必要な人、商売している人とか自営をしている人とかは必要だと思うんですけども、そんな方法でやりこなしてきたところもあります。なので、いろいろ知恵を絞ればいろんな方策があると、方法があると思います。

米原委員長

公立保育園の役割とかあり方とかいうのをこの計画に載せるかどうかについては、まずは、役割とかあり方というような形では載せな

くてもよいんじゃないかという話、ご意見についてご納得いただいているのかなと思います。ただ、これまで期待してきた、公立保育園に期待してきたものについては、何らかの形で載せていきたいというような思いがある。で、これ、公立保育園に期待することで、行政組織として期待することと、そうでなくて保育の質のことで期待することということにもし分けて考えることができるのであれば、質に期待することは、民間にも同様に期待できるので、あえて公立でなくて良いのではないかというふうに、私の中では纏められるのですけれども、いかがでしょうか。

真木委員

真木です。委員長、なんか話の筋が違ってきたような気がするんですけども、公立保育所の役割というのは、公立を外した方がいいという話は出てきていると思うんですけども、保育所の役割を外すということを。

米原委員長

いえ、そんなことは言っていません。

真木委員

いまそのようなことを。

米原委員長

公立保育園独自のなんとか、という書きぶりは特になくする。ただ、保育の質全体を保障するというのは、民間も公立も同じであるから、それについては保育園として、もしくは保育事業として必要な、大事なことに關しては当然、まあ、この部分であえて言うのではなく、多分これは3章にかかってくることだと思うんですけども、公立の保育園の在り方、役割という形としてここで載せるというようなものではないのではないかということですが、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。質問なんですけれども、今の委員長のご意見だと、この資料41でいうとどういうことになりますでしょうか。これ自体、これ多分ちょっと見てみると、2ページ目までは公立保育園について書かれていて、3ページ目入って下の方に行くと今度これが保育所の役割に変わっているんですけども、どういうふうな構成になるのでしょうか。

米原委員長

多分、これは事務局として、この保育所の役割、保育所保育指針を載せた意図があると思うんですけども、要は、民間も公立も、これで保育所保育指針というのは他の保育事業も参照すべきものとされていますので、全部がこういった役割をもっているんだよという意図で書いているわけなので、逆に言うと、すべてがそういう役割になっているんだったら、公立云々という話ではなくても良いのではないかというふうに考えるわけです。

まず、資料を用意くださった事務局はどうでしょうか。私の受け取りは。

事務局（保育政策
担当課長）

はい、すみません、事務局の方で公立保育園の役割について今ご議論いただいているところかなというふうに思っています。その中で、

掲載すべきかという話と同時でお話いただいているかと思っ
て、それとどう書くのかというお話も出たのかなというふう
に、伺っている感じで思ったところです。事務局としては、
これまで出してきた資料と同じものにはなるんですけども、
いわゆる保育所の役割に関する情報として出してきたもの
を時系列に纏めさせていただいたというのがこちらという
状況です。以前出させていただいたのは、公立保育所の役
割、公立保育園の役割という項目を最初に作らせていた
だいたことから、それを記載するために様々な引用をして
きたところがあったと思うのですけれども、単純に、公立
保育所の役割というのを、市として、26年11月に
出させていただいて、その資料も見ながら、保育検討協
議会では、公立だけに関わらず、保育所に関しての役
割についても意見として出させていただいたというのが2
ページ目で、そのあと、まあ時系列ですので、30年に
国の方の指針が改訂されていて、最新の国としての保
育所の役割はこういうことですよというのが書いてある
というのが事務局の資料の構成というような形になって
おります。ですので、時代、時代、状況、状況で様々
な変化がある中で、混在する中で資料として一度出さ
せていただいていたので、議論していただくうえで流
れとして整理していただければという思いもあって、
このような配置にさせて、資料として出させていた
だいたというものになります。以上です。

米原委員長

はい、真木委員からもありましたけれども、この素案で資料38の21ページのところで「保育所の役割」というものが載っている、それについては、無くすのかどうなのかというご意見だった、ということですか。

公立云々については、あえて書かず、質につながる内容については残していこうというようなお話をしたつもりだったんですけども。

真木委員

真木です。他の人もそうなんだけれども、公立保育所って、公立と載せているのを外す、外して保育所の役割、大体同じようなことをやっているの、というふうな感じの意味合いで私は話を進めているつもりですけど。ですよ。

米原委員長

多分ね、大きな隔たりはないと思いますけれども。はい。

藤原委員

すいません、藤原です。ちょっと確認なんですけれども、先ほど委員長が仰られた、まずその、保育の質というのと、担保とかこれにたいする役割とか、行政機関としての役割って、分けられますよねって、分けられるとしたときに、保育の質に対しての保育所の役割というのも、それは民間、公立関係ないから、それは、それについては公立という表記を外していいんじゃないかという話と理解したんですけども。それは、やっぱり目指すところというか、保育の質に対して、うちは民間だからこれはやりませんか、公立だからそれできません

みたいなことはあつてはならないと思うので、その整理でよいのかなと思います。

その整理を一旦したときにですね、おおもとに戻って、まず分けたときに、まあ、分けられるのかという話はあると思うのですが、分けたときに、じゃあ行政機関として保育の質に対してですね、どういう役割というのが、もともとはその、公立保育園と行政で話を進めていたので、この保育の質に、自分はそう思っていたので、保育の質に対して行政機関が、何か役割を果たすといえば、それはイコールで公立の保育園が役割を果たすのかなと思っていたのですが、今一旦、行政機関としての役割と保育の質に対する役割と分けたときに、じゃあ行政機関は、市ですね。市は、この保育の質の担保だったりとか向上に対して、どうやって責任を果たすというか、どういう役割を果たしていくのですかね。かつ、その役割を果たすのに、公立保育園というのが無くても行政機関として保育の質の担保というのできるという理解で、なんとなく分かりますか。分かりづらいですかね。

米原委員長

そもそもは保育の実施主体は、民間保育の実施主体は、自治体で、それは公立、民間隔たり無くやる。で、そういう大前提があるがゆえに、利用規模がある。保護者の子どもを認可保育園その他ですね、必要な度合いに応じて、言い方は悪いですが振り分ける機能を自治体は持っているわけで、実施主体は市なので、市が質の向上を図るといのは、ある意味当然なので、こういった会議があるというふうに私は理解していて、多分これまでもそんなような話は出てきたかと思えます。

藤原委員

ありがとうございます。そうすると、こういうふうに理解すればいいのかなと思ったのですが、すごくざっくり、分かりやすく行っちゃうと、市は、公立保育園だから、こうやって言うことを聞かせる、民間保育園だから言うことを聞かせられないということはないんですかね。市は。そういうことで良いんですか。

米原委員長

保育、特に保育所保育指針に則った保育をしているかどうかについては、それについては自治体は責任を持つということはありません。で、それ以上、あれは最低限やらなければならないことなので、それ以上どのようなことをするのかについては、もちろん保護者と事業者と保育園と地域と連携しながら特色を出していくとは思いますが、だから、市は言えると思います。質のことについて保育園に対して。それは実際、東京都がやっている指導検査というのがあるんですけども、それに市が同行して、市も同じように指導、チェックをして、必要に応じて勧告をするというようなことをやってはいます。ただ、それは最低限のことなので、それ以上どういうふうに求めるのかということで、今後、その研修の話だなんだという、あとは活用につ

いても、一歩二歩踏み込んだ話をここでできればと思いますけれども。

藤原委員

ありがとうございます。

米原委員長

はい、いかがでしょうか。例えば地域のネットワーク、機関のネットワークを作るというのは実は指針に載っていて、民間園でも求められていること、ただそれが十分にできているかどうかについては、それぞれの違いがあるんですね。地域の子育て支援のある意味拠点機能であるということも、各保育園が求められていること、民間、公立、これについてもしっかりやれていますというところはあまり信用しない方がよくて、まだまだですこれからも努力しますというところをしっかりとやっているところはそうおっしゃるかと思うんですけれども、今公立がやってらっしゃることを参考に、それが十分かは分かりません。正直。けれども、求められていること、期待されていることは、当然各保育園、保育事業にも期待されていることということで、内容を期待しているということの内容については吟味しつつ、公立だからこうだというのはこの計画の中では述べないというですね形で、進めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

藤原委員

いいですか。すいません、たびたび。藤原です。基本的な方向性としてはそれで良くて、なんでこんなに言っているかということ、ここで言うのがいいのか分からないんですけれども、別の協議体があって、公立園と市の。そこで、主旨としては違うのかもしれないんですけれども、要は、そもそもそこでは民営化の話をしていて、要はその、なんで民営化なんだという話になったときに、きちんと一回公立園の役割は何だったのかということを委員ですね、別の協議体の委員で共通認識をもって話を進めましょうという中で、この場ですね、保育計画策定委員会というのがあって、その場でも議論されるだろうから、そこを参考にして、いろんな協議体でそれをベースに話しましょうというような流れがある中で、今の私の理解と公立園の役割、今まで担ってきた役割だとか、そもそもあるのか分からないんですけれども、そこって何か、整理しきれないというふうに思っていて、それならそれでいいです。ここでは整理しきれなかったということにさせていただきたいんですけれども、それってここで別に協議する話じゃなくて、ここで協議する話はいくまでも保育の質の話であってそれについて民間、公立関係なくですね、運営主体関係なく、保育の質についてはこうしていきましょうということで一つ議論がまとまったということにしたいと思ったのですけれども。

公立園ってどんな役割を担ってきたよねとか、今実際どうなんだろうっていう話って、ここではしていないと思うんですよ、今。

米原委員長

していないのは、おっしゃる通りで、それをするのであれば、民間

園はどのようにしてきたのかという、より、そういうことになるので、そのことについては、一定程度意見をいただいたり、やり取りはしていますけれども、何かそれについて決めるだとか議論するだとかしただとかを確認する場ではないかと思います。

藤原委員
真木委員

ありがとうございます。

真木です。藤原さんは、質の担保のところでは民間と公立の自分の中の公立だと安心だとおっしゃっていて、議長がそれに対して指導監査とかもあるって、指導監査もあるし、第三者評価っていうのがあるんです。いろんなところでいろんな話をしているからいつ話したかなって思うんですけども、藤原さんは4月からなのでちょっとお話をさせていただくと、指導監査というのもあるんですけども、第三者評価というのがね、東京都は3年に1回義務付けられてて、民間も全部受けるんです。受けて、まずいとこを指摘されて、それをまた改善したところをまた出すという。そういうような感じでやっていくので、質の担保の部分においては大丈夫であります。ただ、何回も言うけど差があるので、そのあたりをちょっと底上げしていかなければいけないかなって。でも大体、そこで指摘されたことは、必ずしつこいぐらいに問いただしてくるので、改善策を出さなければいけないということで、質の担保という部分では良いと思うし、公立の先生たちもすごく頑張っているんですけども、民間の先生たちもそれなりの努力をしている。かなりいろんな勉強会をしたり学びもあるし、私立の保育連盟だと私保連だとか、いろんな、いろんな団体があって、いろんな研修、いろんな学びをやっているんで、差があるというのは、そのところは、この機会に、そうじゃないんだなっていうふうな考えになってほしいなと思うので、できるだけ分かりやすく説明できるようには努力しますが、まあそんな感じの印象を受けました。

米原委員長
中村委員

じゃあ、中村さん。

はい、中村です。私のところの法人は非常に保育園を一杯運営しているんですね。で、確かに法人が大きいということもあるので、古くからあるということもあって、割と環境的にも大きく、それでも地域に向かってやっていくとかっていろんなことがあっても、質の担保って人じゃないですか。やはりその人の確保というのがここへきて本当にやはりどこの園も苦労しているんですね。それがお金なのかというと、私はいつもお金じゃないよ、と言ってあげるんだけど、魅力のある施設にしろっていつも言うんだけど、やっぱりきらりて研修なんかするときに、小さな場所で配慮のある子が入ってきた、走り回る、でも危ないんですよ、小さいところだからね。でも、やっぱり保育士にしてみたら、やっぱりこの子をこの地域で見ていきたいという思いがあるときに、やはり、そういうところにはね、バックアッ

プしてあげないと、なかなか担保ってそこに来るんじゃないかなって
いう思いは私、すごくするんですね。きらりの園の先生たちとみんな
で話したときに、うちではこういうふうにやっていて、別の部屋に行
っていますとか、そんな、別の部屋なんて無いんですよ。いや、別の
部屋もないし人もいないしと言われちゃう。だからそういうふうにか
えると、今これからね、新しいところを建ててね、新しいところにお
金をやるから夜もやれよとか日曜日もやれよっていうのはね、そこは
違うかなというふうに思っていてね、もう少し、全体で、小金井市の中
で、やっぱり地域って非常にあると思うんですね。サービス業が非常
に多いところと、住宅街にある保育園とは全然ニーズが異なってくる
ので、そういう意味でそこを精査して、やっぱりそういうものが必要
な地域には、やはりどうやって一緒にやっていくかということ、そ
こを市がコーディネートして、バックアップしていくという姿勢が必
要だというふうに思います。

大越委員

大越です。おっしゃる通りだなと思いました。先ほどの藤原委員の
お話の補足にもなるんですけども、この資料出てくるたびに思って
申し訳ないんですけども、何度も言っている通り、ここには公立だ
けじゃなくて民間の先生もいらっしゃいますし、公立保育園の役割を
議論するとなると相当時間を取らないと厳しいと思いますし、それな
ら民間の役割もちゃんと記載してほしいというのは前回もお伝えし
たかと思っていて、同じような議論の繰り返しになっているような気
がして、なんかちょっと残念です。なので、別の協議体で役割につ
いて話してまとめていく、まとめていった内容をここに掲載するという
のならわかるんですけども、この場でそもそも保育計画って公民問
わず、すべての子どもをっていうのを最初念頭に置いてやっていたか
と思うんですね。なのでそこを大前提にしないとどんどんどんぶ
れていくのかなというふうな気がしていますので、もちろん、役割を
話し合っ決めていくというのは大事かなと思うんですけども、
個々の場でそれをやるというのはどうなのかなとちょっと思います
ので、それは前回もお伝えしているんで、意見くみ取っていただきた
いんですけども、いかがでしょうか。

米原委員長

で、今回、公立保育園というような書きぶりでの記載というのはや
めようということになりましたので、その方向で進めていきたいと思
います。

大越委員

ありがとうございます。

米原委員長

そろそろ時間になりましたので、この部分でご意見を得られたとこ
ろで区切らせていただきたいと思います。

で、すみません、議題(3)の会議の運営方法の一部変更について、こ
ちらちょっと、時代に即したものでもあるようですので、進めたいと

思います。よろしく申し上げます。

事務局（保育政策
担当課長）

はい、では事務局より説明をさせていただきます。

計画の内容ではなくて、会議の運営に関することとなりますので、ちょっと今までと趣が異なることを冒頭申し上げておきます。

配布しました資料42をお手元にご用意いただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染症の拡大防止の観点から、この度市の方で、会議の運用方法について一部見直しというか、拡充が行われることとなります。

大きく新たに2点の変更が行えることになりました。こちらについては、それぞれの会議で運用を変更するかどうか判断することになっておりますので、本日の会議にお諮り・ご説明させていただくものでございます。資料42に沿って、ご説明をさせていただきます。

まず1点目、傍聴席を別室に設ける件でございます。新型コロナウイルスの関係で密を避けるということから、会議室の確保については、会場の規模と傍聴数の確保の関係でこれまでもお時間をいただいていた状況があったかなと思います。それによって先々までの日程が決まらないという状況がございましたし、傍聴者の方にもいろいろとご心配いただいたことがあったかなと思います。今回の変更によりまして、具体的には今この会議室で最大8人という状況になっておりますが、傍聴席を別のお部屋にすることによってそのお部屋のキャパシティによって、最大の人数を決めることができますので、今まで会議を行って第2庁舎で想定しますと、12人まで対応可能というのが一般的になるかなと思っております。その場合の手法でございますが、箇条書きで書かせていただいている通り、策定委員会の会場の映像と音声は別室で流すという方法となります。なお、映像につきましては個別の委員の方を映してということではなくて、プライバシーにも配慮させていただきまして、まずは会場内を定点で写したものを投影する形はどうかと思っております。

こちらの点についてですね、もし本日の会議で承認を得られるのであれば、9月の会議からそのような方式に変更したいというふうに考えております。内容について2点ありますが、まずは1点目についてお諮りいただければと思います。よろしく申し上げます。

米原委員長

まずは、この議題については2点あるんですね。1点は傍聴席を別室に設けるということです。何か質問やご意見いただけますでしょうか。別室に設けることでよりたくさんの方の傍聴者を受け入れることができるということです。よろしいでしょうか。

全員

（異議なし）

米原委員長

ありがとうございます。ご異議がございませんので、9月の会議から傍聴席を別室に設けることとしたいと思います。

事務局（保育政策
担当課長）

それから、2点目ですね。お願いします。

はい、では2点目について事務局の方でご説明させていただきます。こちらの方は、委員の方がWEB会議方式で参加するという手法でございます。こちらについては、導入する際に、委員の方への新たなお願いや会議運営に係るルール変更なども伴いますので、委員の皆様一人ひとりにも細かくご検討をいただく時間が必要かなと思っております。そのため本日は、手法のご案内のみさせていただきます、その後ご検討いただければと思っております。

現状、市においてWEB会議を活用するにあたりましては大きくは次のような整理となっております。

まず一つ目としては、個人情報や秘密情報を扱う場合は原則利用できないということになっておりますので、こちらの会議については基本的にそのようなことは無いように配慮いただいているかなと思っております。二つ目としましては、WEB会議を行ったとしても、会議録は書面で作成するというルールとなっております。3点目としまして、会議映像の録画・撮影は行わないという整理となっております。また、こちらの会議は市主催の会議となっておりますけれども、原則、決められたツールをお使い頂くということがあります。ZOOMなど様々なツールがあるかと思うのですが、現在運用されているツールがこちらに記載されているものとなりますので、こちらをご利用頂く方法となります。通常委員の方がWEBでご参加される場合、基本的には建物の別室ではなくて、ご自宅ですとか勤務先等から接続いただくことになるかと思うのですが、こちらについては恐縮なのですが、もしそういう場合はご自身の機器と通信環境をご利用いただく前提となります。そういった部分での、ご準備が可能かどうかという確認が必要かなということがございます。加えて委員の方にお問い合わせする部分についてですが、(2)のところにもまとめさせていただいております。先の機材やソフトウェア等をご用意いただく他、委員以外の人物の方が映ったり、そういうことが無いようにご注意くださいととか、通信が途絶えたときにも連絡が取れるような環境を整えていただく必要もございます。具体的には常時電話で話せるような状況でいただく必要があるというルールがございます。また、委員としてのご参加ですので、別のところにいらっしゃるからといって、委員以外の方も参加するというようなことはできないということになっていきます。それから、WEB会議映像の録画・録音はできないというルールに現状なっております。

そういったルール以外にも、録音・録画は禁止しておりますが、WEB会議を標的にしたサイバー攻撃も存在するなど、様々なリスクがあるということも事前にお伝えしておく必要がございます。こういっ

たようなリスクも含めてご検討いただきながら、委員の方々のご要望も個別に伺って、会として導入するかについては今後決めていただければと思っております。説明は以上となります。事務局としましては、今申し上げた主旨もございますので、本日は繰り返しですが手法の説明のみさせていただき、後日委員のみなさまにご希望を伺いながら、導入するかどうかについては10月以降の会議で決めていただければというふうに思っております。よろしくお願い致します。説明は以上です。

米原委員長

はい、ありがとうございます。このWEB会議の導入に関しましては、今事務局からもありましたように、委員の皆様の希望もうかがいながら導入するかを検討していきますので、この依頼については本日はここで終了させていただきます。

藤原委員

一点だけ、質問させてください。これ、WEBのミーティングなんですけれども、想定としては全員が外から接続する想定ですかね。それとも、集まらない人だけとかで、要はここに4人だけいて、それをカメラで映してて、あとは外部からとかそういう形ですかね。それともバラバラですかね。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。結論から申し上げますと、バラバラというふうに考えておりますので、どちらのパターンもというふうに思っております。なので最終的に全員が別のところからということもあるかと思っておりますが、両方混在した形での運営が事務局として想定しているところです。

藤原委員

承知しました。ありがとうございます。

米原委員長

よろしいでしょうか。イメージしにくい内容でもありますが、いろいろみなさんなりに情報収集していただきまして、改めてご質問等いただければと思います。

それでは事務局から、次回の日程等について、事務連絡をお願いします。

事務局（保育政策
担当課長）

それでは次回の日程等について事務連絡を事務局の方でお伝えします。今回は、9月24日（木）となります。先ほどご承認いただきましたので、会場等の状況について改めて確認をさせていただく必要がございます。ですので、大変恐縮ですが、開始時間及び会場については追ってご連絡をさせていただきたいと思っております。時間についてはご心配頂くと申し訳ないので、詳しく申し上げますと、今まで18時からの開始でお願いしているのですが、機材の設営等の状況がこちらとしてまだ読み切れておりませんので、9月についてはもしかすると19時からにさせていただく場合もございます。それから会場については、今まで行っていた第2庁舎の8階の会議室を想定しているのですが、操作環境等の確認をこちらの方で確実にしてからご案内させて

いただきたいと思っておりますので、現時点では追って連絡という整理をお願いしたいと思います。

また、そのあとの10月の会議につきましては、今まで委員さんには、22日か28日のどちらかというようなアナウンスを入れさせていただいたままで止まっていたかなと思います。特段ご支障が無ければ、事務局の方で22日の方でお願いできないかなと考えておりますので、その旨、お願いできればと思っております。

その後11月以降のご予定についてはまだ伺っておりませんので、今後メールでまたお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

米原委員長

はい、少々時間を過ぎてしまいましたが、以上で本日の会議は終了します。お疲れ様でした。ありがとうございます。